

選挙公営の手引

選挙運動用自動車の使用
選挙運動用ポスターの作成
選挙運動用ビラの作成

川島町選挙管理委員会
(令和5年2月)

I 選挙運動用自動車の公営

(1) 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用自動車を無料で使用することができます。ただし、この制度は、供託物が没収される者には、適用されません。

(2) 契約の種類

選挙運動用自動車の使用については、「ハイヤー方式」と「個別契約方式」があり、候補者において選択することになります。

「ハイヤー方式」とは、「一般乗用旅客自動車運送事業者」（道路運送法 3 I ハ）との契約で、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を貸し切って契約する方式です。

「個別契約方式」とは、「自動車の借入れ」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」をそれぞれ個別に契約する方式です。

※「個別契約方式」の契約を当該候補者と生計を一にする親族と締結した場合は、当該親族が当該契約に係る業務を業として行う者に限り、公営の対象となります。

(3) 公費負担限度額

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー等の借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500 円×5日 =322,500 円	1の契約と2の契約は選択
	2 ① 自動車の借入れ契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 16,100 円×5日 =80,500 円	
	② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700 円×5日 =38,500 円	
	③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	1日 12,500 円×5日 =62,500 円	

- ・町が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。
- ・契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超えると、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

(4) 選挙公営の手続

【ハイヤー方式の場合】

①. 有償契約の締結（候補者→運送事業者）

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー等の借上げ）について公営を受けようとする候補者は、運送事業者との間に有償契約を締結する必要があります。

- ・選挙運動用自動車運送契約書（記載例 16 参照）

②. 契約の届出（候補者→町選挙管理委員会） **契約締結後**

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー等の借上げ）について有償契約を締結後（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後）、町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式：選挙運動用自動車の使用の契約届出書（記載例 1 参照）

添付書類：当該有償契約書の写し

※ハイヤー方式で契約する場合は、「一般乗用旅客自動車運送事業」の免許の写しを添付してください。

③. 使用証明書の交付（候補者→運送事業者） **契約履行後**

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を確認した上で、使用証明書を作成し、運送業者に提出してください。

この使用証明書は運送事業者が町に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式：

- ・選挙運動用自動車使用証明書（記載例 10-1 参照）

④. 請求書の提出（運送事業者→町長）

運送事業者が請求を行う場合には、下記により町に請求してください。

（請求書は町選挙管理委員会に提出してください。）

使用する様式

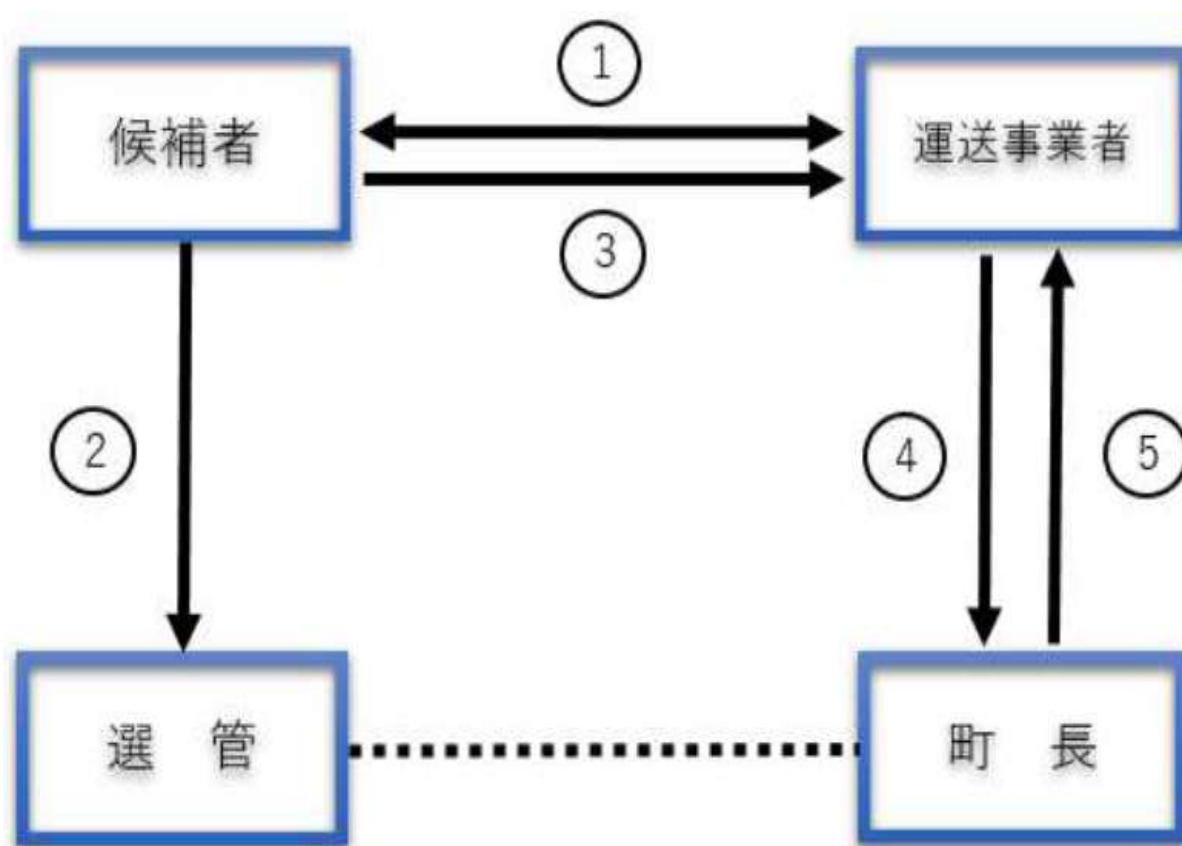
- ・請求書・請求内訳書（記載例 13・13-1 参照）

添付書類

- ・選挙運動用自動車使用証明書（上記③参照）

⑤. 経費の支払（町長→運送事業者等）

(手続きイメージ)



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面) [記載例16]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書[記載例1]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	自動車使用証明書 (自動車) [記載例10-1]	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	自動車の使用請求書 (自動車) [記載例13、13-1]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

【個別契約方式の場合 ※自動車の借入、運転手の雇用の場合】

①. 有償契約の締結（候補者→借入業者等）

選挙運動用自動車の借入れ、運転手の雇用について公営を受けようとする候補者は、自動車借入先または運転手（以下、借入業者等）との間に有償契約を締結する必要があります。

- ・借入業者等との契約書（記載例 17、19 参照）

②. 契約の届出（候補者→町選挙管理委員会） **契約締結後**

借入業者等との有償契約を締結後（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後）、町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式：選挙運動用自動車の使用の契約届出書（記載例 1 参照）

添付書類：当該有償契約書の写し

③. 使用証明書の交付（候補者→借入業者等） **契約履行後**

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を確認した上で、使用証明書を作成し、借入業者等に提出してください。

この使用証明書は借入業者等が町に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式：選挙運動用自動車使用証明書

- ・自動車の使用（記載例 10-1 参照）
- ・運転手の雇用（記載例 10-3 参照）

④. 請求書の提出（借入業者等→町長）

借入業者等が請求を行う場合には、下記により町に請求してください。

（請求書は町選挙管理委員会に提出してください。）

使用する様式

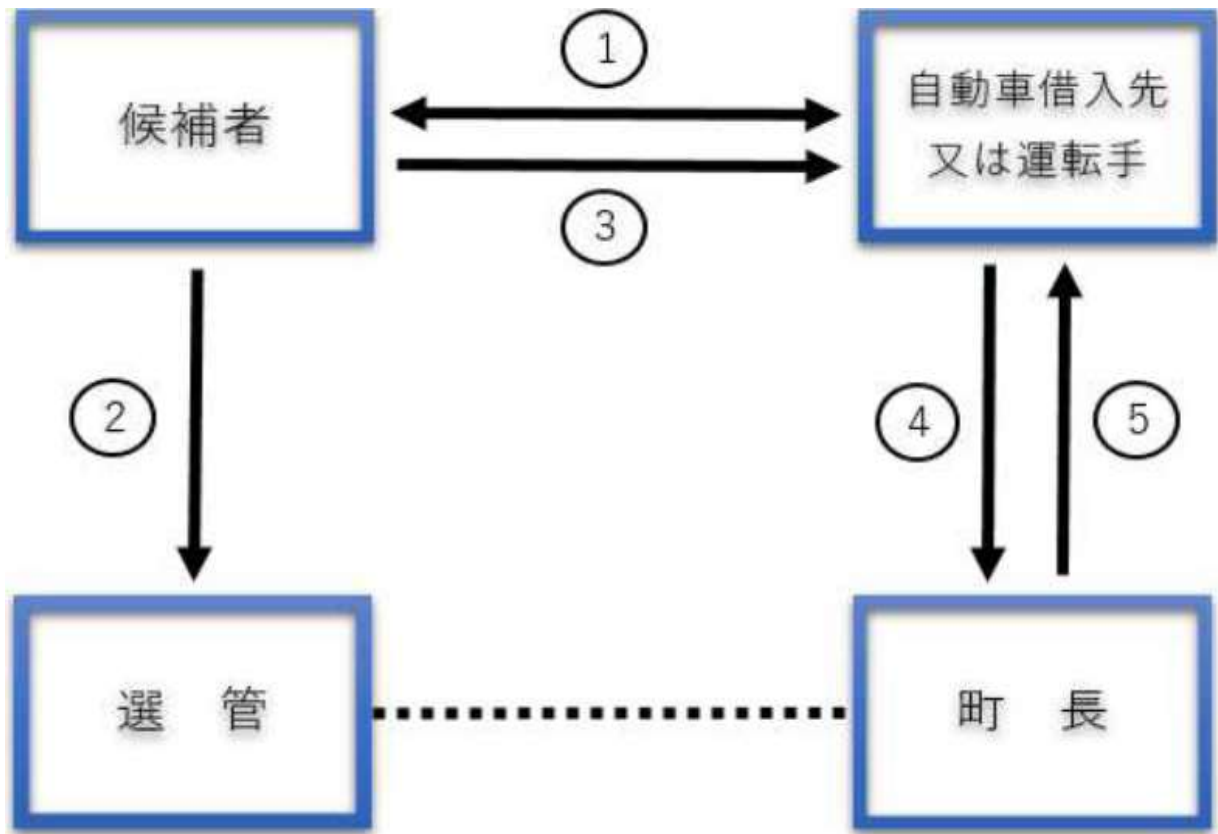
- ・請求書・請求内訳書
- ・自動車の使用（記載例 13・13-2-1 参照）
- ・運転手の雇用（記載例 13・13-2-3 参照）

添付書類

- ・選挙運動用自動車使用証明書（上記③参照）

⑤. 経費の支払（町長→運送事業者等）

(手続きイメージ図)



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車車輛賃貸借契約書 [記載例17、19]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書[記載例1]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	自動車使用証明書(自動車) [記載例10-1、10-3]	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	自動車の使用請求書(自動車) [記載例13、13-2-1、13-2-3]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

【個別契約方式の場合】 ※燃料供給の場合】

①. 有償契約の締結（候補者→燃料供給業者）

燃料の供給について公営を受けようとする候補者は、燃料供給業者との間に有償契約を締結する必要があります。

- ・燃料供給業者との契約書（記載例 18 参照）

②. 契約の届出（候補者→町選挙管理委員会） **契約締結後**

燃料供給業者との有償契約を締結後（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後）、町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式：選挙運動用自動車の使用の契約届出書（記載例 1 参照）

添付書類：当該有償契約書の写し

③. 確認申請書の提出（候補者→町選挙管理委員会） **契約履行後**

燃料の供給に関する場合は、公費負担の対象となるものの確認をするため、契約の履行後、実際の金額等を給油伝票で確認した上で、町選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

※給油伝票とは

ア 燃料の供給を受けた日付

イ 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字

ウ 燃料供給量

エ 燃料供給金額

が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。

※燃料代が公費負担とされるのは選挙運動用自動車に限られます。

使用する様式：自動車運転用確認申請書（記載例 4）

④. 確認書の交付（町選挙管理委員会→候補者）

町選挙管理委員会で確認後、「選挙運動用自動車燃料代確認書」をお渡しします。

- ・選挙運動用自動車燃料代確認書（記載例 7）

⑤. 確認書の提出（候補者→燃料供給業者）

燃料供給業者に、「選挙運動用自動車燃料代確認書」を渡してください。この作成枚数確認書は契約業者が町に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

- ・選挙運動用自動車燃料代確認書（記載例 7）

⑥. 使用証明書の交付（候補者→燃料供給業者）

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を給油伝票で確認した上で、使用証明書を作成し、燃料供給業者に提出してください。

この使用証明書は燃料供給業者が町に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

※公費により燃料の供給費用が負担されるのは選挙運動用自動車に限られ、事務連絡等に使用する自動車は対象になりませんので御注意ください。

使用する様式：選挙運動用自動車使用証明書

- ・燃料の供給（記載例 10-2 参照）

※1 燃料の供給の場合は、給油伝票の写しを添付してください。

⑦. 請求書の提出（燃料供給業者→町長）

燃料供給業者が請求を行う場合には、下記により町に請求してください。

（請求書は町選挙管理委員会に提出してください。）

使用する様式

- ・請求書・請求内訳書
- ・燃料の供給（記載例 13・13-2-2 参照）

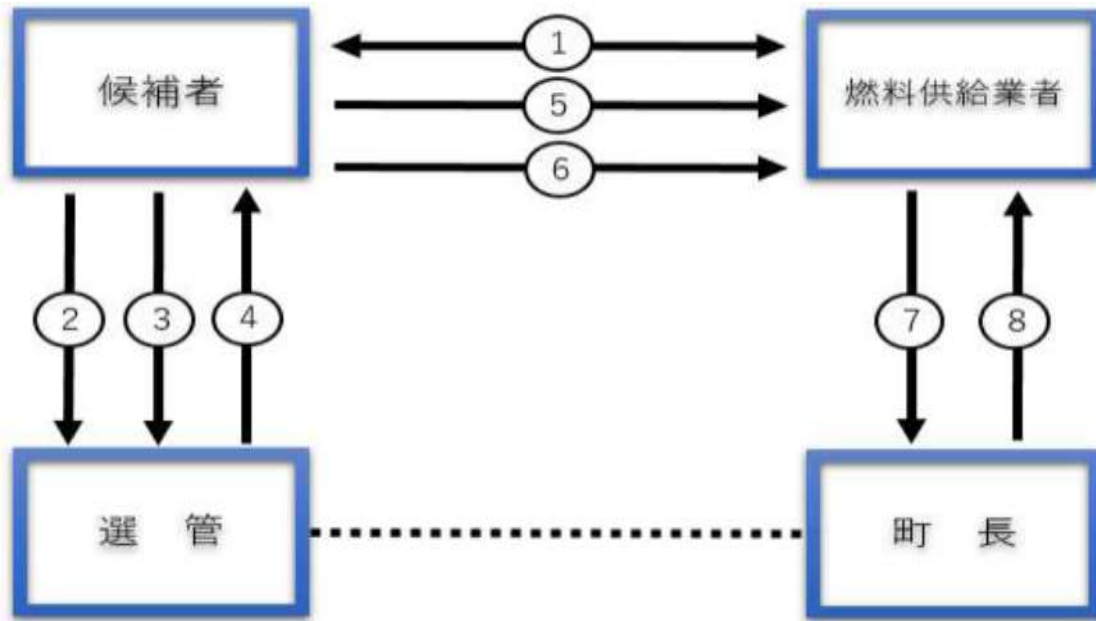
添付書類

- ・選挙運動用自動車使用証明書（上記⑥参照）
- （燃料の供給の場合は、給油伝票の写しを添付）

自動車燃料代確認書（燃料代の請求の場合のみ。上記⑤参照）

⑧. 経費の支払（町長→燃料供給業者）

(手続きイメージ図)



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 [記載例18]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書[記載例1]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	自動車燃料代確認申請書[記載例4]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	自動車燃料代確認書[記載例7]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	自動車使用証明書(燃料)[記載例10-2]	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	自動車の使用請求書(燃料代) [記載例13、13-2-2]	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

Ⅱ. 選挙運動用ビラの公営

(1) 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用ビラを無料で作成することができます。ただし、この制度は、供託物が没収される者には、適用されません。

(2) 公費負担限度額

公費負担額	単価の上限 ①	枚数の上限 ②
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	7.73 円	町長選挙 5,000 枚 町議会議員選挙 1600 枚

- ・町が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。
- ・契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

(3) 選挙公営手続の流れ

①. 有償契約の締結（候補者→ビラ作成業者）

ビラの作成について公営を受けようとする候補者は、ビラの作成業者との間に有償契約を締結する必要があります。

- ・選挙運動用ビラ作成契約書（記載例 20 参照）

②. 契約の届出（候補者→町選挙管理委員会）**契約締結後**

ビラの作成業者との間に有償契約を締結後（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後）、町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式

- ・ビラ作成契約届出書（記載例 2 参照）

添付書類

- ・当該有償契約書の写し

③. 確認申請書の提出（候補者→町選挙管理委員会）**契約履行後**

ビラの作成枚数が法定枚数の 5,000 枚（法 142①Ⅳ）の範囲内であることを確認するため、契約の履行後、実際の作成枚数を納品書等で確認した上で、町選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

使用する様式

- ・ビラ作成枚数確認申請書（記載例 5 参照）

④. ビラ作成枚数確認書の交付（町選挙管理委員会→候補者）

町選挙管理委員会で確認後、「ビラ作成枚数確認書」をお渡しします。

- ・ビラ作成枚数確認書（記載例 8）

⑤. ビラ作成枚数確認書の提出（候補者→ビラ作成業者）

ビラ作成業者に、「ビラ作成枚数確認書」を渡してください。この作成枚数確認書は契約業者が町に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

- ・ビラ作成枚数確認書（記載例 8）

⑥. 作成証明書の提出（候補者→ビラ作成業者）

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、作成証明書を作成し、契約業者に提出してください。

この作成証明書は契約業者が町に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式

- ・ビラ作成証明書（記載例 11 参照）

⑦. 請求書の提出（ビラ作成業者→町長）

契約業者が請求を行う場合には、下記により町に請求してください。

（請求書は町選挙管理委員会に提出してください。）

使用する様式

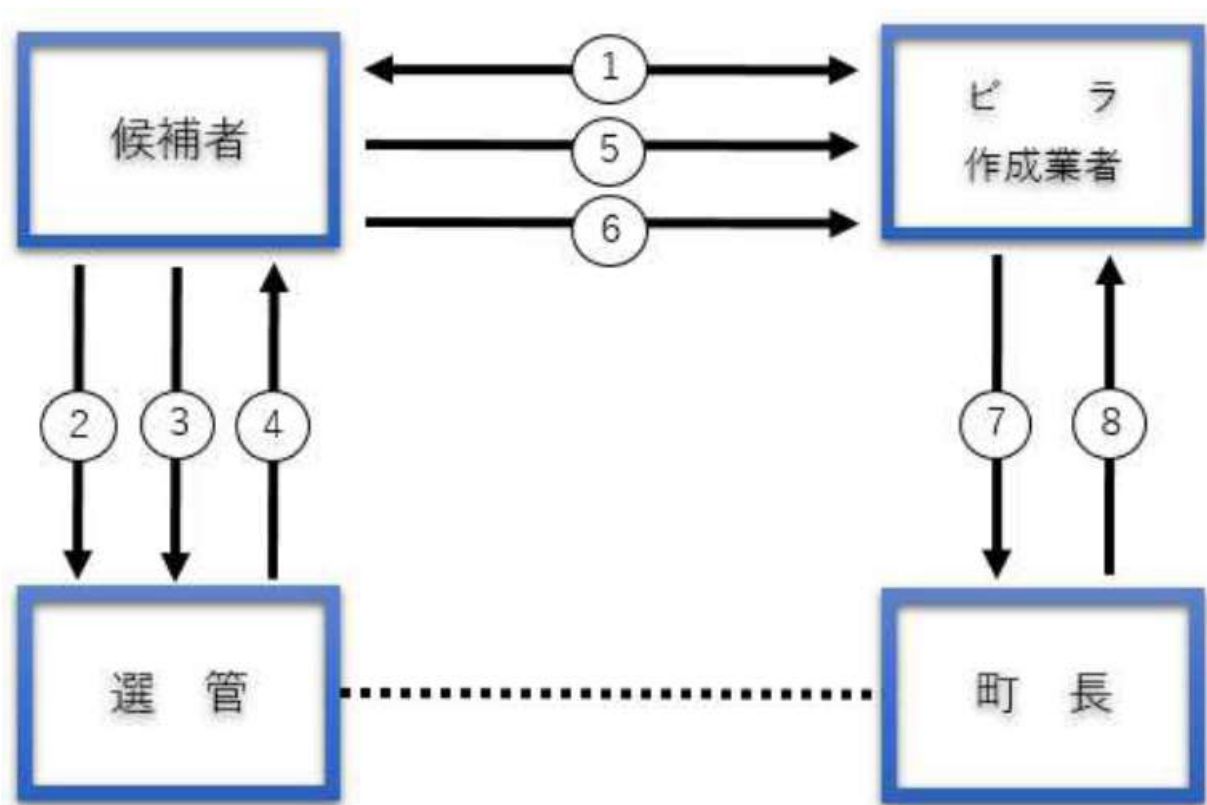
- ・請求書・請求内訳書（記載例 14 参照）

添付書類

- ・ビラ作成枚数確認書（上記⑤参照）
- ・ビラ作成証明書（上記⑥参照）

⑧. 経費の支払（町長→ビラ作成業者）

(手続きイメージ図)



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とピラ作成業者)	選挙運動用ピラ作成契約書[記載例20]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	ピラ作成の契約届出書[記載例2]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ピラ作成枚数確認申請書[記載例5]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ピラ作成枚数確認書[記載例8]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ピラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ピラ作成業者)	ピラ作成証明書[記載例11]	
⑦	請求書の提出 (ピラ作成業者⇒町長)	ピラの作成請求書 [記載例14]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ピラ作成業者)		

Ⅲ 選挙運動用ポスターの公営

(1) 公費負担の制度

候補者は、一定の金額を限度として選挙運動用ポスターを無料で作成することができます。ただし、この制度は、供託物が没収される者には、適用されません。

(2) 公費負担限度額

公費負担額	単価の上限 ①	枚数の上限 ②
(作成単価と①の 少ない方の額) × (作成枚数と②の 少ない方の枚数)	5,643 円= $\frac{541.31 \text{ 円} \times 62 \text{ 箇所} + 316,250 \text{ 円}}{62 \text{ 箇所}}$	69 枚…② (掲示場数 62 箇所×1.1)

- ・町が負担する費用は、業者からの請求に基づき直接支払われます。
- ・契約により支払うべき金額が上記の公費負担限度額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

(3) 選挙公営の手続

①. 有償契約の締結（候補者→ポスター作成業者）

ポスターの作成について公営を受けようとする候補者は、ポスターの作成業者との間に有償契約を締結する必要があります。

- ・選挙運動用ポスター作成契約書（記載例 21 参照）

②. 契約の届出（候補者→町選挙管理委員会） **契約締結後**

ポスターの作成業者との間に有償契約を締結後（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後）、町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式

- ・ポスター作成契約届出書（記載例 3 参照）

添付書類

- ・当該有償契約書の写し

③. 確認申請書の提出（候補者→町選挙管理委員会） **契約履行後**

ポスターの作成枚数が当該選挙区内のポスター掲示場の数の 1.1 倍の範囲内であることを確認するため、契約の履行後、実際の作成枚数を納品書等で確認した上で、町選挙管理委員会に確認申請書を提出してください。

使用する様式

- ・ポスター作成枚数確認申請書（記載例 6 参照）

④. ポスター作成枚数確認書の交付（町選挙管理委員会→候補者）

町選挙管理委員会で確認後、「ポスター作成枚数確認書」をお渡しします。

- ・ポスター作成枚数確認書（記載例 9）

⑤. ポスター作成枚数確認書の提出（候補者→ポスター作成業者）

ポスター作成業者に、「ポスター作成枚数確認書」を渡してください。この作成枚数確認書は契約業者が町に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

- ・ポスター作成枚数確認書（記載例 9）

⑥. 作成証明書の提出（候補者→ポスター作成業者）

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、作成証明書を作成し、契約業者に提出してください。

この作成証明書は契約業者が町に支払いを請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式

- ・ポスター作成証明書（記載例 12 参照）

⑦. 請求書の提出（ポスター作成業者→町長）

契約業者が請求を行う場合には、下記により町に請求してください。

（請求書は町選挙管理委員会に提出してください。）

使用する様式

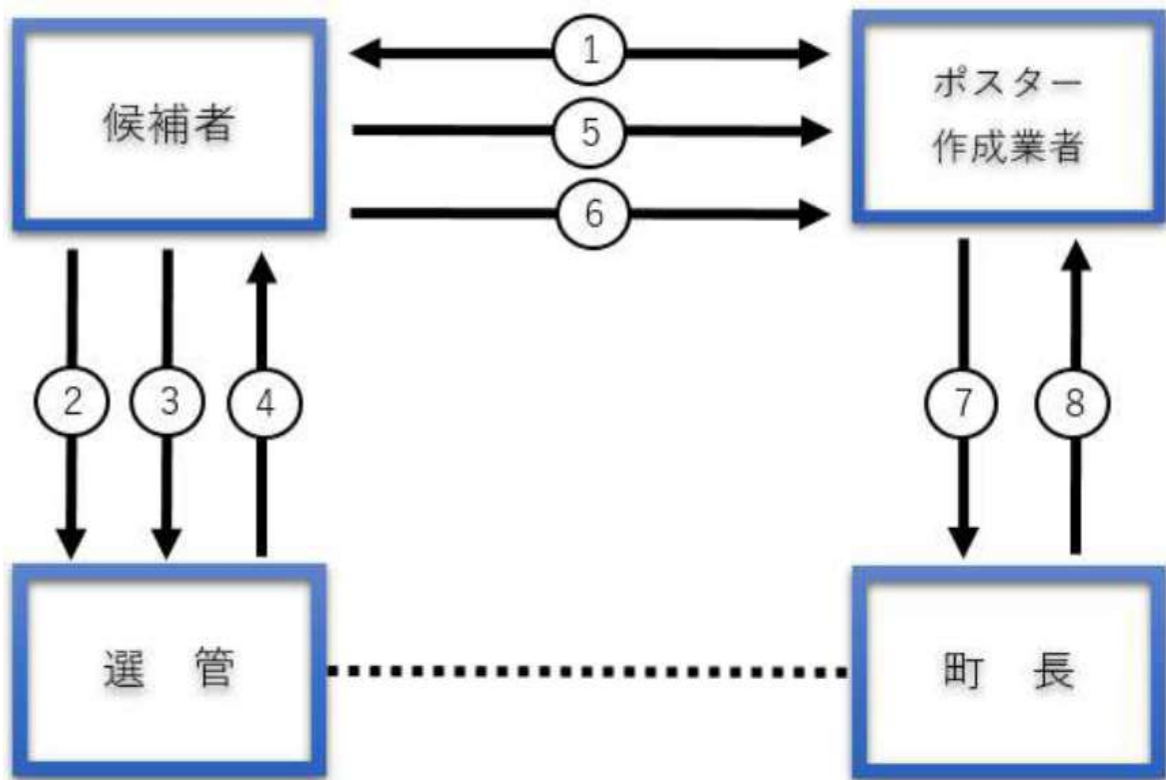
- ・請求書・請求内訳書（記載例 15 参照）

添付書類

- ・ポスター作成枚数確認書（上記⑤参照）
- ・ポスター作成証明書（上記⑥参照）

⑧. 経費の支払（町長→ポスター作成事業者）

(手続きイメージ図)



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 [記載例21]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	ポスター作成の契約届出書 [記載例3]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ポスター作成枚数確認申請書 [記載例6]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書 [記載例9]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 [記載例12]	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	ポスターの作成請求書 [記載例15]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和○年○月○日

川島町選挙管理委員会委員長

令和5年○月○日執行

○○○○選挙

候補者氏名（※戸籍名） ○○○○

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和○年 ○月○日	株○レンタカー 川島町大字下八ツ林○○番地 代表取締役 ○○○○	令和○年○月○日～ ○月○日	○○円	

2 1に掲げる場合以外の場合

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和○年 ○月○日	川島町大字下八ツ林○○番地 ○○○○	令和○年○月○ 日～○月○日	○○円	
運転手の 雇用	令和○年 ○月○日	川島町大字下八ツ林○○番地 ○○○○	令和○年○月○ 日～○月○日	○○円	
燃料代	令和○年 ○月○日	株○石油 川島町大字下八ツ林○○番地 代表取締役○○○○	熊谷○○○お ○○○○	○○円	単価 ○○円

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和○年○月○日

川島町選挙管理委員会委員長

令和○年○月○○日執行

○○○○選挙

候補者氏名（※戸籍名）○○○○

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
		作成契約枚 数	作成契約金額	
令和○年 ○月○日	株○○印刷 川島町大字下八ツ林○○番地 代表取締役○○○○	○○○○枚	○○○○円	1枚当たり○円 (消費税含む)

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和○年○月○日

川島町選挙管理委員会委員長

令和○年○月○○日執行

○○○○選挙

候補者氏名（※戸籍名）○○○○

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
		作成契約枚 数	作成契約金額	
令和○年 ○月○日	株○○印刷 川島町大字下八ツ林○○番地 代表取締役○○○○	○○○○枚	○○○○円	1枚当たり○円 (消費税含む)

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和○年○月○日

川島町選挙管理委員会委員長

令和○年○月○日執行

○○○○選挙

候補者氏名（※戸籍名）○○○○

次の選挙運動用自動車燃料代につき、川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和○年○月○日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株○○石油 代表取締役○○○○
川島町大字下八ツ林○○番地
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
熊谷○○あ○○○
- 4 確認申請金額 ○○○○円

区分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	0円	0円
今回の購入金額（b）	○○○○円	○○○○円
燃料代計（a）＋（b）	○○○○円	○○○○円
備考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から川島町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和○年○月○日

川島町選挙管理委員会委員長

令和○年○月○○日執行

○○○○選挙

候補者氏名（戸籍名）○○○○

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和○年○月○日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 株○○印刷 代表取締役○○○○
 川島町大字下八ツ林○○番地

3 確認申請枚数 ○○○○枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	○枚	○枚
今回の枚数（b）	○○○○枚	○○○○枚
枚数計（a）＋（b）	○○○○枚	○○○○枚
備考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から川島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和○年○月○日

川島町選挙管理委員会委員長

令和○年○月○○日執行

○○○○選挙

候補者氏名（※戸籍名）○○○○

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和○年○月○日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株○○印刷 代表取締役○○○○
川島町大字下八ツ林○○番地

3 確認申請枚数 ○○○○枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	○枚	○枚
今回の枚数（b）	○○枚	○枚
枚数計（a）＋（b）	○○枚	○○枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から川島町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号第〇〇号

令和〇年〇月〇日

川島町選挙管理委員会

委員長

川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和〇年〇月〇〇日執行〇〇選挙
- 2 候補者の氏名 〇〇〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
熊谷〇〇あ〇〇〇
- 4 確認金額 〇〇〇〇円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号第〇〇号

令和〇年〇月〇日

川島町選挙管理委員会

委員長

川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和〇年〇月〇日執行〇〇選挙

2 候補者の氏名 〇〇〇〇

3 確認枚数 〇〇〇〇枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号第〇〇号

令和〇年〇月〇日

川島町選挙管理委員会

委員長

川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第1条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和〇年〇月〇日執行〇〇選挙
- 2 候補者の氏名 〇〇〇〇
- 3 確認枚数 〇〇〇〇枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和○年○月○日

令和○年○月○日執行

○○○○選挙

候補者氏名 ○○○○

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 （該当する方の番号に○ をしてください。）	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	②	左に掲げる場合以 外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名		川島町大字下八ツ林○○番地 ○○○○		
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日		運送等金額	備考
熊谷○○あ○○○	令和○年○月○日		○○○○円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1) 以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和○年○月○日

令和○年○月○○日執行

川島町長選挙

候補者氏名 ○○○○

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名				
株○○石油 川島町大字下八ツ林○○番地 代表取締役○○○○				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和○年○月○日	熊谷○○あ○○○	○○ℓ	○○円	
令和○年○月○日	熊谷○○あ○○○	○○ℓ	○○円	
令和○年○月○日	熊谷○○あ○○○	○○ℓ	○○円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和○年○月○日

令和○年○月○日執行

○○○○選挙

候補者氏名 ○○○○

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所 川島町大字下八ツ林○○番地	
	氏名 ○○○○	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和○年○月○日	○○円	
令和○年○月○日	○○円	
令和○年○月○日	○○円	
令和○年○月○日	○○円	
令和○年○月○日	○○円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和○年○月○日

令和○年○月○○日執行

○○○○選挙

候補者氏名 ○×○×

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	㈱○○印刷 川島町大字下八ツ林○○番地 代表取締役○○○○
作 成 枚 数	○○枚
作 成 金 額	○○円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 町長 枚数 5, 0 0 0 枚、町議会議員 枚数 1, 6 0 0 枚
 - 限度額 7 円 7 3 銭（単価）×（1）の枚数＝限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

令和○年○月○日

令和○年○月○日執行

○○○○選挙

候補者氏名 ○○○○

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社○○印刷 川島町大字下八ツ林○○番地 代表取締役○○○○
作成枚数	○○枚
作成金額	○○円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	62箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に 1.1 を乗じた枚数
 - 限度額 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,5250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）×（1）の枚数＝限度額

請求書
（選挙運動用自動車の使用）

令和○年○月○日

川島町長

住所（所在地） 川島町大字下八ツ林○○番地
氏名（名称） 株○レンタカー 代表取締役○○○○ 印
（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 ○○円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和○年○月○○日執行 ○○選挙
- 4 候補者の氏名 ○○○○
- 5 振込先

金融機関名	○○銀行	本・支店名	○○支店
口座種別	普通	口座番号	○○○○
フリガナ	カブシキガイシャ マル レンタカー ダイヒョウ トリシマリヤク マルマルマルマル		
口座名義	株○レンタカー 代表取締役○○○○		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和○年○月○日	60,000 円×1 台= 60,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	60,000 円	
令和○年○月○日	60,000 円×1 台= 60,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	60,000 円	
令和○年○月○日	60,000 円×1 台= 60,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	60,000 円	
令和○年○月○日	60,000 円×1 台= 60,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	60,000 円	
令和○年○月○日	60,000 円×1 台= 60,000 円	64,500 円×1 台 =64,500 円	60,000 円	
計			300,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和○年○月○日	15,000 円×1 台= 15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
令和○年○月○日	15,000 円×1 台= 15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
令和○年○月○日	15,000 円×1 台= 15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
令和○年○月○日	15,000 円×1 台= 15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
令和○年○月○日	15,000 円×1 台= 15,000 円	16,100 円×1 台 =16,100 円	15,000 円	
計			75,000 円	

備考

- 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和○年○月○日	熊谷○○あ○○○	150 円×○ℓ =○○円			
令和○年○月○日	熊谷○○あ○○○	150 円×○ℓ =○○円			
令和○年○月○日	熊谷○○あ○○○	150 円×○ℓ =○○円			
令和○年○月○日	熊谷○○あ○○○	150 円×○ℓ =○○円			
令和○年○月○日	熊谷○○あ○○○	150 円×○ℓ =○○円			
計		○○円	38,500 円	○○円	

備考

- 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙) その2

(記載例 1 3 - 2 - 3) 契約事業者→町長

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
令和○年○月○日	10,000 円	12,500 円	10,000 円	
計			50,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

令和○年○月○日

川島町長

住所（所在地） 川島町大字下八ツ林○○番地
氏名（名称） 株○○印刷 代表取締役○○○○ 印
(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 ○○円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和○年○月○○日執行○○選挙
- 4 候補者の氏名 ○○○○
- 5 振込先

金融機関名	○○銀行	本・支店名	○○支店
口座種別	普通	口座番号	○○○○
フリガナ	カブシキガイシャ マルマルインサツ ダイヒョウ トリシマリヤク マルマルマルマル		
口座名義	株○○印刷 代表取締役○○○○		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名 ○○○○

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
7 円	4,000 枚	28,000 円	7.73 円	5,000 枚	38,650 円	7 円	4,000 枚	28,000 円	

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和○年○月○日

川島町長

住所（所在地） 川島町大字下八ツ林○○番地
氏名（名称） ㈱○○印刷 代表取締役○○○○ 印
(法人にあっては、その代表者の氏名も記入する)

川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 1 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和○年○月○○日執行○○選挙
- 4 候補者の氏名 ○○○○
- 5 振込先

金融機関名	○○銀行	本・支店名	○○支店
口座種別	普通	口座番号	○○○○
フリガナ	カブシキガイシャ マルマルインサツ ダイヒョウ トリシマリヤク マルマルマルマル		
口座名義	㈱○○印刷 代表取締役○○○○		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名

選挙区における ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
62 箇所	2,000 円	65 枚	130,000 円	5,643 円	69 枚	389,367 円	2,000 円	65 枚	130,000 円	

備考

1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。

2 C欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

= 単価・・・1円未満の端数は切上げ

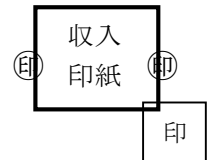
3 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

6 $E \times F$ の欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

選挙運動用自動車運送契約書



〇〇〇〇〇〇選挙候補者**甲野太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社乙運輸**（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り、乙はこれを貸し出すものとする。

車種 **小型乗用自動車（日産〇〇〇〇）**

登録番号 **熊谷〇〇あ〇〇〇〇**

（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年△月△日までとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、**300,000**円（1日について**60,000**円）とする。

なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき川島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川島町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 **川島町下八ツ林〇〇番地**

甲野太郎

⑨

乙 **川島町下八ツ林〇〇番地**

株式会社乙運輸

印

←法人印

代表取締役 乙野太郎

⑨

←代表者印

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

〇〇〇〇〇選挙候補者**甲野太郎**（以下「甲」という。）と**乙野太郎**（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、乙の所有する下記の自動車を賃借し、乙はこれを賃貸するものとする。

車 種 **小型乗用自動車（トヨタ〇〇〇〇）**

登録番号 **熊谷〇〇い〇△〇△**

（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年△月△日までとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、**75,000**円（1日について **15,000**円）とする。

なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき川島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川島町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

甲野太郎

（印）

乙 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

乙野太郎

（印）

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

選挙運動用自動車の燃料供給契約書

〇〇〇〇〇選挙候補者**甲野太郎**（以下「甲」という。）と**㈱乙石油**（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、その所有する下記の燃料を甲に売り渡し、甲はこれを買受けるものとする。

品名 **自動車用燃料**

（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年△月△日までとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、1ℓ当たり **150** 円とする。

なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき川島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川島町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

甲野太郎 ⑨

乙 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

㈱乙石油
代表取締役 乙野太郎 ⑨



←法人印

⑨ ←代表者印

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

〇〇〇〇〇選挙候補者**甲野太郎**（以下「甲」という。）と**乙野太郎**（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の指定する選挙運動用自動車の運転業務を行うものとする。

（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年△月△日までとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、**60,000** 円（1日について **12,000** 円）とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき川島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川島町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

甲野太郎

（印）

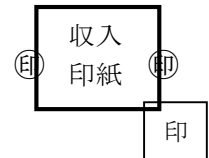
乙 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

乙野太郎

（印）

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

選挙運動用ビラ作成契約書



〇〇〇〇〇〇選挙候補者**甲野太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社乙印刷**（以下「乙」という。）とは、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ビラを作成印刷し、甲はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ

数量 **2,000** 枚

（納入期限）

第2条 乙は、令和〇年〇月〇日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ビラを納入するものとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、**14,000** 円（1枚当たりの単価 **7** 円、消費税を含む）とする。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき川島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川島町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

甲野太郎

印

乙 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

株式会社乙印刷

代表取締役 乙太郎

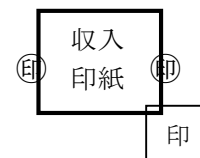
印

印 ←法人印

←代表者印

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

選挙運動用ポスター作成契約書



〇〇〇〇〇選挙候補者**甲野太郎**（以下「甲」という。）と**株式会社乙印刷**（以下「乙」という。）とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

数量 **65** 枚

（納入期限）

第2条 乙は、令和〇年〇月〇日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、**162,500** 円（1枚当たりの単価 **2,500** 円、消費税を含む）とする。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で川島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき川島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、川島町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

甲野太郎 ⑨

乙 **川島町大字下八ツ林〇〇番地**

株式会社乙印刷 ⑨ ←法人印

代表取締役 乙太郎 ⑨ ←代表者印

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。